

つくばみらい市

せいねんこうけんしえん

成年後見支援センター

ごあんない



つくばみらい市成年後見支援センター：コートロー

にんちしょう しょう はんだんのうりよく ていか
 認知症、障がいなどで判断能力が低下しても
 す な ちいき あんしん く つづ
 住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう
 せいねんこうけんせいどう りょう てつだ
 成年後見制度等の利用についてお手伝いいたします。

誰もが

自 分 ら し い く ら し
 (Each character is inside a colored circle: 自 in red, 分 in yellow, ら in green, し in blue, い in blue, く in purple, ら in red, し in yellow)

し せいねんこうけんしえん

つくばみらい市成年後見支援センター



しゃかいふくしほうじん

社会福祉法人

し しゃかいふくしきょうぎかい

つくばみらい市社会福祉協議会

せいねんこうけんせいど 成年後見制度ってなに？

にんちしょう しょう はんだんのうりよく ていか じぶん あんしん
 認知症、障がいなどで判断能力が低下しても自分らしく安心して
 く ほんにん いし そんちょう せいかつ ざいさん まも けいやく
 暮らせるよう、本人の意志を尊重しながら、生活や財産を守る契約を
 か おこな ほうてき しえん おこな せいど
 代わりに行うなど法的にさまざまな支援を行う制度です。



ふあん しんぱい こんな不安や心配はございませんか？

にんちしょう おや か
 認知症の親がいないものを買わされた

ちてきしょう むすこ しょうらい しんぱい
 知的障がいのある息子の将来が心配



おお わ ぶんや しえん
 大きく分けて2つの分野を支援します。

ざいさん かんり 財産の管理



- お金や不動産など財産の管理
かね ふどうさん ざいさん かんり
- 保険料や税金の支払い
ほけんりょう ぜいきん しはら
- お金の出し入れ
かね だ い
- よくわからずにした契約の
けいやく
取り消し
と け

けいやく てつづ しえん 契約や手続きの支援



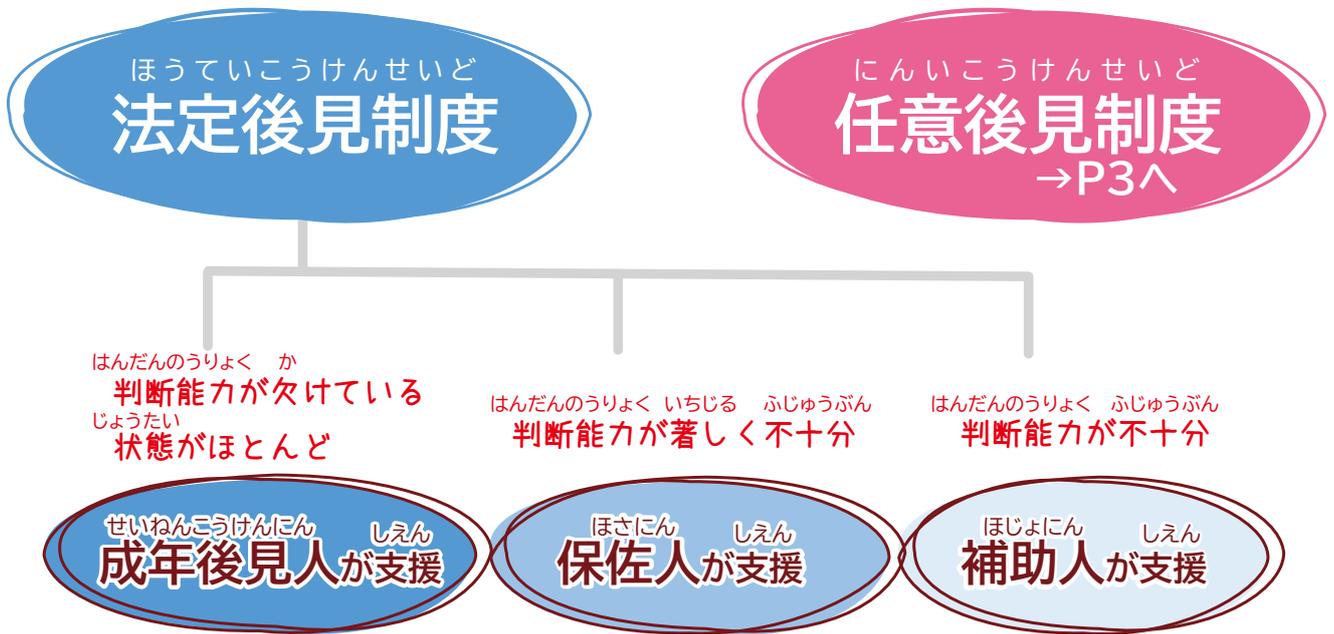
- 福祉・介護サービスの手続き
ふくし かいご てつづ
や契約の支援
けいやく しえん
- 入院や施設入所の手続き支援
にゅういん しせつにゅうしょ てつづ しえん
- 書類の確認や施設などへの改
しよるい かくにん しせつ かい
善の申し入れ
ぜん もう い
- 定期的な訪問や状況の確認
ていきてき ほうもん じょうきょう かくにん

成年後見制度の種類について

いまま判断能力が不十分な人は「法定後見制度」、判断能力が十分にあるうちに将来のために備えておきたい人は「任意後見制度」があります。

いま判断能力が不十分なら

判断能力が十分にあるなら



成年後見人のしごと(例)

- 本人の代わりに大切な書類を保管したり、日々の生活費を計画的に分けてお渡ししたりする財産管理
- 本人の代わりに介護施設の入所契約や自治体との手続き
- 本人がわからずに高額なものを買ってしまった場合、契約の取り消し

保佐人のしごと(例) 普段の買い物はできるが、重要な契約などは難しい人のために

- 同意権や取消権(民法に定められた行為)
- 保佐人が同意していない一定の契約の取り消し

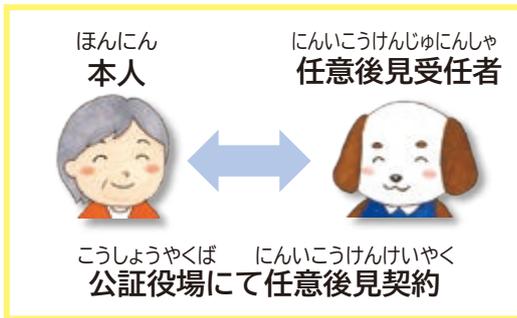
補助人のしごと(例) 重要な契約などを1人で行うことに不安がある人のために

- 同意、代理、取消(保佐よりも限定的な範囲)※本人の同意が重視されます。

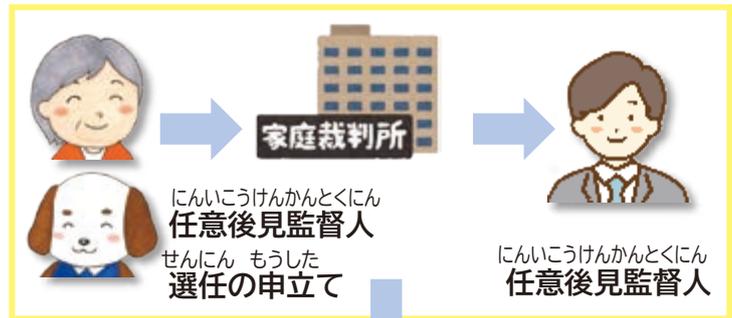
任意後見制度について

将来のために、支援する人も支援内容も自分であらかじめ決められることができる制度です。

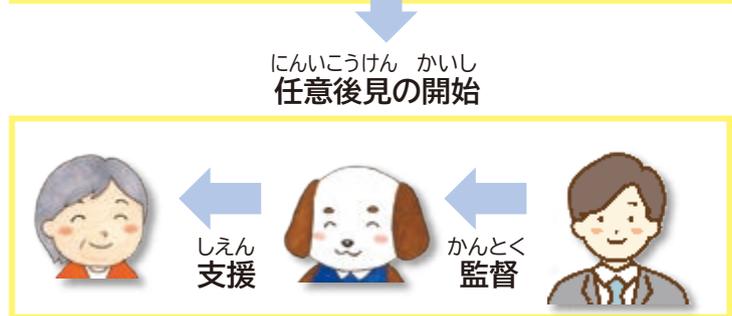
十分な判断能力を有するとき



判断能力が低下したとき



見守り契約や財産管理などのオプション契約を結ぶこともできます。



後见人等になれる人・後见人等ができないこと

後见人等になれる人

○親族 ○弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職 ○福祉関係の法人 ○市民後见人

後见人等ができないこと

○食事を作る、掃除をするなどの家事援助

○手術をする、しないを決めること

○毎日のように来てもらい話し相手になること

○日用品の買い物

○実際の介護をすること

○身元保証人になること

せいねんこうけんせいどりよう 成年後見制度利用のながれについて

ほうていこうけんせいど 法定後見制度

- もうしたてにん き
・ 申立人を決める
- こうけんになんこうほしゃ き か
・ 後見人候補者を決める(いなくても可)
- もうしたてしよるい じゅんび
・ 申立書類の準備
- だいいけん き ほさ
・ 代理権について決める(保佐)
- だいいけん どういけん き ほじよ
・ 代理権、同意権について決める(補助)

にんいこうけんせいど 任意後見制度

- にんいこうけんじゅにんしゃ き
・ 任意後見受任者を決める
- こうけんないよう だいいけんもくろく さくせい
・ 後見内容(代理権目録)を作成
- にんいこうけんけいやく ていけつ
・ 任意後見契約の締結
- こうしょうにん ほうむきよく とうき
・ 公証人が法務局へ登記

はんだんのうりよく ていか さい
判断能力が低下した際は…

かていさいばんしよ もうした 家庭裁判所に申立て

もうした ひと 申立てができる人

ほんにん はいぐうしゃ しんとういない しんぞくしんぞく きょうりよく え ばあい しちょう もうした
本人・配偶者・4親等以内の親族(親族の協力が得られない場合は市長が申立てできます)

にんいこうけんせいど にんいこうけんじゅにんしゃ もうした
※任意後見制度は任意後見受任者も申立てできます。

しんだんしよ ひつよう しよるい てすうりよう ようい さいばんしよ じょうきよう き
診断書と必要な書類、手数料などをご用意ください。裁判所から状況などを聞くために
れんらく はい ばあい
連絡が入る場合があります。

せいねんこうけんにん けつてい 成年後見人などの決定

せいねんこうけんせいど りようかいし 成年後見制度の利用開始

せいねんこうけんにん かていさいばんしよ えら
成年後見人などは家庭裁判所が選びます。

きぼう ひと えら ばあい
※希望する人が選ばれない場合もあります。

もうした りようかいし おお ばあい げつ
申立てから利用開始まで多くの場合、1～2か月くらいかかります。

せいねんこうけんしえん てつだ 成年後見支援センターがお手伝いできること

せいねんこうけんせいど そうだん もうした てつづ しえん しみんこうけんになん かつどう
成年後見制度についての相談や申立ての手続き支援、市民後見人の活動
ほうじんこうけんじぎょう にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう
サポート、法人後見事業、日常生活自立支援事業などがあります。

せいねんこうけんせいど そうだん 成年後見制度についての相談

はんだんのうりよく ふあん かた きんせんかんり いりょう ふくし どう けいやく かん そうだん
○判断能力に不安のある方の金銭管理や医療・福祉サービス等の契約に関する相談

せいねんこうけんせいど りよう こんご ほうこうせい
○成年後見制度の利用や今後の方向性について

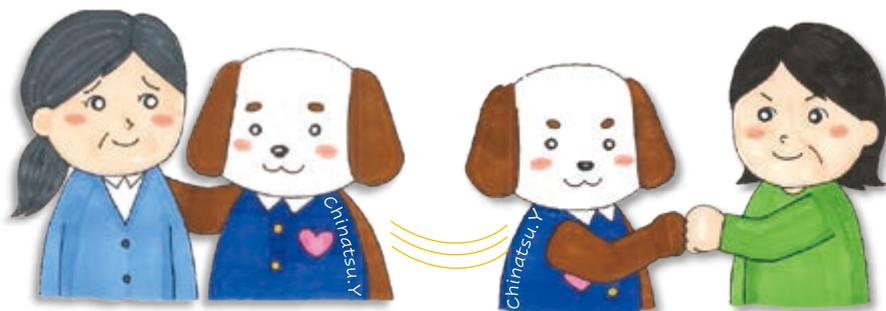
てつづ しえん 手続き支援

もうした ひつよう しょうい せつめい
○申立てに必要な書類の説明

もうしたてしょうい ほうこくしょ か かた ないようかくにん
○申立書類や報告書の書き方、内容確認など

しみんこうけんになん かつどうしえん 市民後見人の活動支援

しみんこうけんになん かつどう
○市民後見人の活動サポート



わ ふあん おも きがる そうだんくだ
わからないこと、不安に思っていることがあればお気軽にご相談下さい。

こじんじょうほうとう ひみつ げんしゅ
※個人情報等の秘密は厳守します。

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業

にんちしょう ちてき せいしんしょう しゃ はんだんのうりよく じゅうぶん じぎょうないよう
認知症や知的・精神障がい者などで判断能力が十分ではないが、事業内容
りかい けいやく かた たいしょう かきないよう しえん おこな
を理解し契約できる方を対象に下記内容の支援を行います。

ふくし りょうてつづ えんじょ
○福祉サービス利用手続き援助

にちじょうてききんせんかんり
○日常的金銭管理

にちじょうせいかつじむてつづ
○日常生活事務手続きサービス

つうちょう しょうしょ しよるい あず
○通帳や証書など書類の預かり など



ほうじんこうけんじぎょう 法人後見事業

ししゃかいふくしきょうぎかい ほうじん せいねんこうけんになんとう しんじょう
つくばみらい市社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、身上
かんご ちゅうしん こうけんぎょうむ おこな てきせつ こうけんになんとう かた たい
監護を中心とした後見業務を行います。適切な後見人等がない方に対し
ほうじんこうけんじゆにんしんさかい とうきょうぎかい こうけんになんとう てきせつ しんさ
法人後見受任審査会にて当協議会が後見人等として適切か審査します。
しんさつうかご かにさいばんしょ もうした せんになん ばあい こうけんぎょうむ おこな
審査通過後、家庭裁判所に申立てし、専任された場合に後見業務を行います。

たいしょうしゃ 対象者

しちょうもうした かた
○市長申立てをした方

せいかつほご じゅうみんぜいひかぜい かた
○生活保護もしくは住民税非課税の方

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう りょう かた
○日常生活自立支援事業を利用している方

ししゃかいふくしきょうぎかい こうけんになんとう つよ きぼう かた
○つくばみらい市社会福祉協議会を後見人等として強く希望している方 など

せいねんこうけんせいど かん といあわ
成年後見制度に関するお問合せ
し すま かた
(つくばみらい市にお住まいの方)

せいねんこうけんせいど もうした かん
成年後見制度の申立てに関すること

み と かにいさいばんしよ つちうらしが
水戸家庭裁判所 土浦支部

〒300-8567 土浦市中央1-13-12

029-821-4349

にんいこうけんけいやく こうせいしょうしょいごん かん
任意後見契約・公正証書遺言に関すること

とりで こうしょうやくば
取手公証役場

〒302-0004 取手市取手2-14-24 竹内ビル2階

0297-74-2569

とうきじこうしょうめいしょ こうふしんせい かん
登記事項証明書の交付申請に関すること

とうきょうほうむきよく こうけんとうろくか ゆうそうしんせい ばあい
東京法務局 後見登録課(郵送申請の場合)

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎

03-5213-1360

み と ちほう ほうむきよく
水戸地方法務局

(代表)029-227-9911

〒310-0011 水戸市三の丸1-1-42
駿優教育会館

(戸籍課)029-227-9916

し せいねんこうけんせいど そうだんまどぐち
つくばみらい市の成年後見制度相談窓口

し せいねんこうけん しえん
つくばみらい市成年後見支援センター

し ちいきほうかつ しえん
つくばみらい市地域包括支援センター

〒300-2395 つくばみらい市福田195
つくばみらい市伊奈庁舎内



成年後見



地域包括

0297-57-0203